

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月22日

【会社名】 株式会社識学

【英訳名】 SHIKIGAKU.Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 広大

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03-6821-7560（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員経営推進部長 佐々木 大祐

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03-6821-7560（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員経営推進部長 佐々木 大祐

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 600,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
744,000,000円

(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	6,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	600,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年8月10日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社識学 経営推進部 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階
払込期日	2020年8月11日
割当日	2020年8月11日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 東京都渋谷区道玄坂1丁目7番4号

(注) 1. 第3回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、2020年7月22日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の第三者割当契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われなないこととなります。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社識学 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	600,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,239円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	744,000,000円 （注）当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2022年6月1日から2030年8月10日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社識学 経営推進部 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 東京都渋谷区道玄坂1丁目7番4号

新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>2. 受益者は、次に掲げる各号の条件を満たした場合に、受託者より付与された本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <p>(a) 2022年2月期から2023年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、4,400百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAが、1,000百万円を超過した場合：行使可能割合 40%</p> <p>(b) 2023年2月期及び2024年2月期の事業年度に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAの累計額が、2,500百万円を超過した場合：行使可能割合 60%</p> <p>(c) (a)及び(b)いずれの条件も満たした場合：行使可能割合 100%</p> <p>上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDA の額が適用される。</p> <p>なお、上記の売上高及びEBITDAの判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>3. 受益者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。（５）新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。（７）譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。（８）その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。（９）新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
744,000,000円	11,000,000	733,000,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(600,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(743,400,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社従業員に対して中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社従業員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期間までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

氏名	竹村 淳
住所	東京都立川市
職業の内容	弁護士

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社の法務顧問であり、顧問契約に従って毎月顧問料を支払っており、当社の法務に関する諸手続きを行っております。

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在のものであります。

< 信託の内容 >

当社は、当社の従業員（以下「当社従業員」といいます。）に対して中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である安藤広大を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、竹村淳を受託者（以下「本受託者」または「竹村氏」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を実施いたします。

本インセンティブプランは、以下の2つのプランによって構成されます。

名称	新株予約権の数	人事評価期間	新株予約権交付日
信託A01	2,400個	2021年2月期～2023年2月期	2023年8月31日
信託A02	3,600個	2021年2月期～2024年2月期	2024年8月31日が到来しており、かつ、当社が東証プライム市場（仮称）に上場した日から6ヶ月を経過する日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、上記表中の交付日において、受益者となる当社従業員に分配されることとなります。（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

なお、受託者より本新株予約権の交付を受ける者（以下、「受益者」といいます。）は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って指定されます。

具体的には、当社は、かねてより半期ごとに当社従業員に対して、その者の役職と人事評価の結果に基づき、ポイントを付与しておりますので、交付ガイドラインにおいても同様の方法を踏襲し、まず当社従業員それぞれに対して、その者の役職と人事評価の結果に基づき、貢献ポイントを付与していき、交付日の直前に開催される当社の評価委員会において、各自が保有する貢献ポイントの比率に応じて、新株予約権の総数を比例按分して交付数を計算いたします。

なお、評価委員会は、取締役会の構成員によって構成される予定です。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社従業員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、従業員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する従業員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って、人事評価期間中の当社従業員の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるほか、本新株予約権の交付日まで当社に勤続していた当社従業員にのみ本新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社従業員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

また、当社は、本インセンティブプランの信託A02において東証プライム市場(仮称)への上場を本新株予約権の交付条件として定めております。当社は、多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額とより高いガバナンス水準を備えた企業へと成長する、すなわち東証プライム市場(仮称)への市場変更を実現することで中長期的な企業価値向上につなげることができると考えております。そのため、東証プライム市場(仮称)への上場を実現するという明確な結果を新株予約権の交付条件に設定し、当社従業員の目標達成意欲をより一層向上させ、当該目標の達成を通じて中長期の企業価値向上を実現していくために上記の目標を設定しております。

さらに、本新株予約権には、売上高に関する業績達成条件(44億円)及びEBITDAに関する2段階の業績達成条件(10億円、25億円)が定められており、これにより当社従業員の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

売上高の考え方:2023年2月期中に講師100名体制を実現することを前提にした際の、期中在籍平均講師数に、2020年2月期の講師一人当たり売上高400万円/月をベースに算出した売上高を2023年2月期の売上高として設定しております。

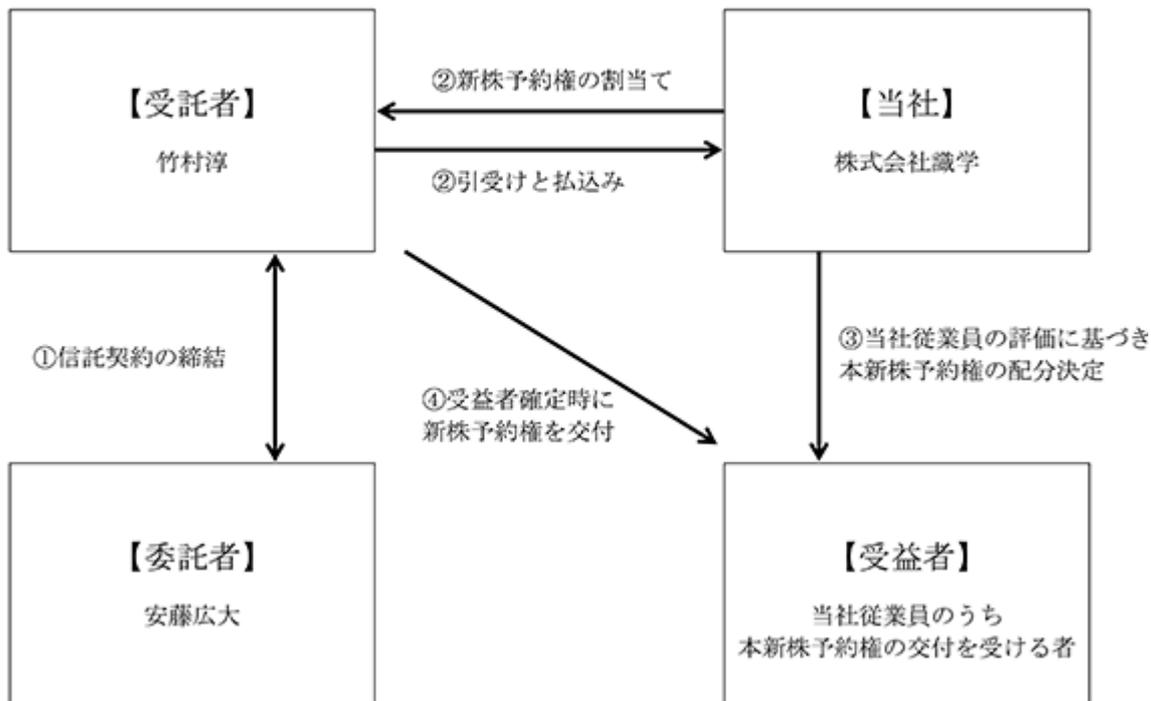
EBITDAの考え方:当社は、既存顧客からの紹介による受注獲得割合が70%と獲得費用を掛けることなく、顧客の受注獲得が可能なビジネスモデルとなっております。費用構成について、主に每期増加するコストは講師を含む人員の採用に伴う人件費のみとなっており、その他は地代家賃や管理部門の人件費等の固定費で構成されております。また、当社の売上高人件費比率が約35%(2020年2月期実績)となっており、大規模な先行投資を実施しない限り、講師増加に伴う売上高増加率は費用全体の増加率を超える伸び率となるため、EBITDAマージン(EBITDA/売上高)が每期改善していくビジネスモデルとなっております。

そのため、講師の採用に伴う売上高の増加を実現することで、2023年2月期の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDA10億円及び2023年2月期及び2024年2月期の事業年度に係る当社の有価証券報告書における連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAの累計額が、2,500百万円を達成することは可能との考えから当該目標を設定しております。

< 本信託の概要 >

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	安藤 広大
受託者	竹村 淳
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	2020年7月31日
信託期間満了日 （本新株予約権の交付日）	信託A01：2023年8月31日 信託A02：2024年8月31日が到来しており、かつ、当社が東証プライム市場(仮称)に上場した日から6ヶ月を経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、信託期間満了日時点の当社従業員のうち受益者として指定された者を受益者とし、各人の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である2020年7月31日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社従業員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社従業員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<信託の内容>記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



本委託者である安藤広大が本受託者である竹村氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である竹村氏は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社従業員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて各当社従業員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

本信託の信託期間満了時に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者が死亡した場合には、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

c. 割当予定先の選定理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である竹村氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

さらに、本受託者は、当社の法務顧問であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、竹村氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先である竹村氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を、信託期間満了日まで保管し、その後、受益者である当社従業員へ交付することとなっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である安藤広大が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、2020年7月31日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である竹村氏から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても独自に専門の調査機関（株式会社リスクモンスター 東京都中央区日本橋2丁目16番5号RMGビル 代表取締役社長 藤本太一）に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がない旨の報告書を入手することにより確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値1,239円/株、株価変動性(ボラティリティ)47.92%、配当利回り0%、無リスク利子率0.022%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,239円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を100円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である100円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2020年7月21日)の東京証券取引所における普通取引の終値1,239円を参考として、当該終値と同額の株1,239円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行該当にせず、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は600,000株(議決権数6,000個)であり、2020年5月31日現在の当社発行済株式総数7,474,500株(議決権数74,724個)を分母とする希薄化率は8.03%(議決権の総数に対する割合は8.03%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社従業員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数600,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約160,100株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
安藤 広大	東京都世田谷区	2,435,000	32.59%	2,435,000	30.16%
福富 謙二	神奈川県鎌倉市	1,339,000	17.92%	1,339,000	16.59%
株式会社ARS	東京都世田谷区太子堂3丁目 31番10号	1,140,000	15.26%	1,140,000	14.12%
受託者 竹村淳	東京都立川市	-	-	600,000	7.43%
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8- 11	272,400	3.65%	272,400	3.37%
K&Pパートナーズ 2号投資事業有限責 任組合	東京都千代田区内神田1丁目 2-1	270,000	3.61%	270,000	3.34%
日本マスタートラス ト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目1番 3号	131,400	1.76%	131,400	1.63%
SMB C日興証券株 式会社	東京都千代田区丸の内3丁目 3番1号	90,200	1.21%	90,200	1.12%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式 会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEE T STREET LONDO N EC4A2BB UNIT ED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁 目7-1)	67,200	0.90%	67,200	0.83%
Team Energy株式 会社	大阪府大阪市中央区北浜1丁 目8-16	66,000	0.88%	66,000	0.82%
株式会社五十畑	東京都千代田区有楽町2丁目 2-1	66,000	0.88%	66,000	0.82%
計		5,877,200	78.65%	6,477,200	80.24%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年2月29日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、2020年5月31日現在の所有議決権数を、2020年5月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期（自2019年3月1日 至2020年2月29日）
2020年5月28日に関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期（自2020年3月1日 至2020年5月31日）
2020年7月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2020年7月22日）までに、次の書類を提出しております。

(1)2020年5月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(2)2020年7月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

(3)2020年7月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の2及び第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日（2020年7月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日（2020年7月22日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社識学

（東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。